

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：守口市水道事業会計

事業名	末端給水事業(上水道事業)		
事業開始年月日	大正14年11月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	大阪府守口市	職員数 (H22. 4. 1現在)	84人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	経営健全化基準以上
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	67.4 (20年度)	財政力指数	0.829 (21年度)
資金不足比率(健全化法)(%)	(年度)	財政力指数(臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率(%)	99.7 (20年度)	実質公債費比率(%)	6.2 (21年度)
		将来負担比率(%)	144.0 (20年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	守口市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	守口市水道事業管理者 砂口 勝紀
既存計画との関係	
公表の方法等	ホームページ
基本方針	本市水道事業では、料金収入の増加が見込めない一方で老朽施設の更新や鉛給水管の解消等事業課題は山積しており、事業財政が経営面・資金面ともに極めて厳しい状況にあることから、平成22年8月に料金改定を実施した。本計画は、料金改定による収入増加を前提とするものであり、事務事業の効率化を更に推し進めることにより経費の抑制を図ることを基本方針として策定した。

基本的事項(つづき)

5 繰上償還希望額等

(単位:千円)

区 分		旧運用部: 年利5%以上 6%未満	旧運用部: 年利6%以上 6.3%未満	旧運用部: 年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保: 年利5%以上 6%未満	旧簡保: 年利6%以上 6.5%未満	旧簡保: 年利6.3%以上 6.5%未満	
				旧公庫: 年利5%以上 5.5%未満	
				旧公庫: 年利5.5%以上 6%未満	
				旧公庫: 年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	269,198.8	128,960.0	213,852.1	0.0
	補償金免除額	45,646.0	32,045.0	62,178.1	0.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	32,736.7	65,158.9	81,193.9	0.0

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業	269,198.8	128,960.0	213,852.1	0.0
	合 計 (A)	269,198.8	128,960.0	213,852.1	0.0
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)	0.0	0.0	0.0	0.0
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	269,198.8	128,960.0	213,852.1	0.0

【旧簡易生命保険資金】 なし

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業	32,736.7	65,158.9	81,193.9	0.0
	合 計 (A)	32,736.7	65,158.9	81,193.9	0.0
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)	0.0	0.0	0.0	0.0
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	32,736.7	65,158.9	81,193.9	0.0

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

財務状況の分析

区 分	内 容																
財務上の特徴	<p>平成21年度の経営状況は、収益的収入については約2,649百万円を計上し、前年度と比較すると約147百万円(5.3%)の減少となった。これは、主として水需要の減少により給水収益が減収したことや加入金収入が減少したことによるものである。一方、収益的支出は、約2,687百万円を計上し、前年度と比較すると約58百万円(2.1%)の減少となった。これは、給料カットや再任用職員の採用等により人件費を削減したことによるものである。費用は減少したものの、収益の減少幅が大きいため、約55百万円の純損失を計上し、累積損益は、約107百万円となった。また、資金収支は、建設改良費の起債対象外事業費や企業債償還金、また退職給与金の支出により単年度収支が約106百万円減少し、累積資金剰余額は約157百万円となった。</p> <p>事業費用については、事務の合理化により人件費を抑制し、自己水の効率的運用により受水費を、その他動力費等の経費を低減し、高利率な起債等を借換えて支払利息を軽減させるなど、徹底的な経費の削減に努めている。しかし、事業収入の根幹である水道料金収入が人口の減少や景気の低迷、節水機器の普及等により平成12年度以降、減少傾向にあり、将来の増収を見込めないことから非常に厳しい経営環境となっている。また、老朽配水管の布設替えや浄水施設の更新等、今後も多額な資金が必要であると見込まれることから、平成22年8月に平均12.7%の料金改定を行い、水道料金収入の増収を見込んでいる。しかしながら、水需要が減少する可能性に鑑み、事務事業の委託化や建設コストの縮減など費用の抑制に積極的に取り組んでいくことが必要である。</p>																
経営課題	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">課 題</td> <td>維持管理費の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水需要が減少傾向にあるなかで、安全・安心な飲用水の供給を継続していくためには、維持管理のあり方を多角的に検討し、経費を抑制していく必要がある。また支払利息についても、高利率なものの借換を積極的に行っていく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>課 題</td> <td>民間委託の推進</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水道事業の安全性を確保しつつ、費用対効果を見定めながら、可能な部門についての民間委託を検討する。</td> </tr> <tr> <td>課 題</td> <td>水道料金の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費用のほとんどが料金収入で賄われることから、常に水需要の動向、施設の維持・更新等の経費に留意しつつ、適正な料金設定により健全かつ安定的な事業経営を行う。</td> </tr> <tr> <td>課 題</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課 題</td> <td></td> </tr> </table>	課 題	維持管理費の抑制	水需要が減少傾向にあるなかで、安全・安心な飲用水の供給を継続していくためには、維持管理のあり方を多角的に検討し、経費を抑制していく必要がある。また支払利息についても、高利率なものの借換を積極的に行っていく必要がある。		課 題	民間委託の推進	水道事業の安全性を確保しつつ、費用対効果を見定めながら、可能な部門についての民間委託を検討する。		課 題	水道料金の適正化	事業費用のほとんどが料金収入で賄われることから、常に水需要の動向、施設の維持・更新等の経費に留意しつつ、適正な料金設定により健全かつ安定的な事業経営を行う。		課 題		課 題	
課 題	維持管理費の抑制																
水需要が減少傾向にあるなかで、安全・安心な飲用水の供給を継続していくためには、維持管理のあり方を多角的に検討し、経費を抑制していく必要がある。また支払利息についても、高利率なものの借換を積極的に行っていく必要がある。																	
課 題	民間委託の推進																
水道事業の安全性を確保しつつ、費用対効果を見定めながら、可能な部門についての民間委託を検討する。																	
課 題	水道料金の適正化																
事業費用のほとんどが料金収入で賄われることから、常に水需要の動向、施設の維持・更新等の経費に留意しつつ、適正な料金設定により健全かつ安定的な事業経営を行う。																	
課 題																	
課 題																	
留意事項																	

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	資 本 的 収 入										
	1. 企 業 債	597	548	1,085	806	1,094	1,311	2,133	1,052	593	626
	2. 資 本 費 平 準 化 債										
	3. 他 会 計 出 資 金	45	62	90	52	42	78	48	50	54	57
	4. 他 会 計 補 助 金										
	5. 他 会 計 負 担 金	10	11	11	10	13	8	8	8	8	8
	6. 他 会 計 借 入 金										
	7. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	12				51					
	8. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	9. 工 事 負 担 金	7	1	2			2	2	2	2	2
	9. そ の 他										
	計 (A)	671	622	1,188	868	1,200	1,399	2,191	1,112	657	693
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	671	622	1,188	868	1,200	1,399	2,191	1,112	657	693
	資 本 的 支 出										
	1. 建 設 改 良 費	741	747	914	884	1,222	1,044	2,005	866	726	761
	うち 職 員 給 与 費	125	128	124	113	121	107	105	105	106	107
2. 企 業 債 償 還 金	595	576	997	588	632	965	911	1,033	729	756	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他	113	291	190	374	442	316	259	187	240	224	
計 (D)	1,449	1,614	2,101	1,846	2,296	2,325	3,175	2,086	1,695	1,741	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	778	992	913	978	1,096	926	984	974	1,038	1,048	
補 て ん 財 源											
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	746	959	874	935	867	876	891	935	1,006	1,014	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
3. 繰 越 工 事 資 金											
4. そ の 他	32	33	39	43	229	50	93	39	32	34	
計 (F)	778	992	913	978	1,096	926	984	974	1,038	1,048	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	11,301	11,273	11,361	11,578	12,040	12,386	13,608	13,627	13,491	13,361	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	27	27	22	20	28	18	15	13	10	6
	うち 基 準 内 繰 入 金	27	27	22	20	17	18	15	13	10	6
	うち 基 準 外 繰 入 金					11					
資 本 的 収 支 分	収 入 分	55	73	101	62	55	86	56	59	62	65
	うち 基 準 内 繰 入 金	55	73	101	62	55	86	56	59	62	65
	うち 基 準 外 繰 入 金										
合 計		82	100	123	82	83	104	71	72	72	71

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
料金回収率※ (%)	95.9	95.8	93.5	93.7	92.5	97.3	97.4	95.0	87.7	89.2
資本費 (円又は%)	70.3	72.0	70.9	67.4	70.7	70.6	71.3	72.9	78.4	78.2
総収支比率(法適用) (%)	102.0	102.9	102.2	101.2	98.0	104.5	104.2	101.4	93.9	95.1
経常収支比率(法適用) (%)	102.8	103.6	103.0	101.9	98.6	105.1	104.7	101.9	94.3	95.5
営業収支比率(法適用) (%)	117.1	116.2	113.5	111.9	112.3	123.0	122.5	119.7	109.6	111.6
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.9	0.9	0.8	0.7	1.1	0.6	0.5	0.5	0.4
	うち基準内繰入金 (%)	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4
	うち基準外繰入金 (%)					0.4				
	資本的収入分 (%)	8.2	11.7	8.5	7.1	4.6	6.1	2.6	5.3	9.4
	うち基準内繰入金 (%)	8.2	11.7	8.5	7.1	4.6	6.1	2.6	5.3	9.4
	うち基準外繰入金 (%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成22年8月1日に水道料金の改定を実施した。料金算定期間は4年8ヵ月(平成22年8月～平成27年3月)。算定方式は損益ベースとし、資産維持費は現下の経済情勢等を勘案し、算入しなかった。料金体系は、現在の用途別逓増制を維持し、逓増率の緩和を図った。料金水準は、現在の有収水量が横ばいで推移すると仮定した場合に、平成26年度に見込まれる累積欠損金を発生させないものとした。平均改定率12.7%、増収見込額約14億2,000万円。20㎡当たり料金(メーター料含み・税込み)は府下34市中、安価順で7番目となった(改定前3番目)。しかし、有収水量は本年度に入っても減少を続けているため、本計画では下方修正を行った。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計から、繰出基準に基づき、消火栓に要する経費、安全対策事業に係る事業費及び水源開発に要する経費について繰り入れを見込んだ。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	浄水施設の大規模更新を実施しているが、有収水量の増加につながるものではないため、これによる収入増は見込んでいない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	独立行政法人水資源機構に対する琵琶湖開発事業割賦負担金の繰上償還により、当該負担金に係る償還利子の軽減を図った。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容																																	
1 経常経費の見直し																																			
定員管理		<p>集中改革プランの定員適正化計画の実施に加え、今後とも効率的な組織運営を行うことなどにより、さらなる削減を行う。</p> <table border="1" data-bbox="779 352 2002 456"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集中改革プラン</td> <td>91</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>94</td> <td>92</td> <td>91</td> <td>91</td> <td>91</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績(計画)</td> <td>90</td> <td>93</td> <td>94</td> <td>90</td> <td>88</td> <td>(84)</td> <td>(86)</td> <td>(86)</td> <td>(86)</td> <td>(86)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(単位 人)</p>	年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	集中改革プラン	91	95	95	94	92	91	91	91			実績(計画)	90	93	94	90	88	(84)	(86)	(86)	(86)	(86)
年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																									
集中改革プラン	91	95	95	94	92	91	91	91																											
実績(計画)	90	93	94	90	88	(84)	(86)	(86)	(86)	(86)																									
給与のあり方																																			
給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>国の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しについては、平成19年1月1日に実施済み。地域手当については、国の支給率は15%であるが、本市は、財政の健全化を優先し、平成21年3月までは10%、同4月から当分の間は、12%を支給。</p>																																	
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>現在、技能労務職員は雇用しておらず、また採用も予定していない。</p>																																	
退職時特昇等退職手当のあり方		<p>退職時特別昇給については、平成17年4月1日から廃止した。退職手当の構造見直しについては、平成19年4月から実施している。</p>																																	
福利厚生事業のあり方		<p>健康保険については、これまでも継続的に保険料率の適正化が実施され、平成20年度は1:1.05、21年度から1:1.02となっている。健康保険組合は、平成22年12月1日に解散し、事業は共済組合に移行され、負担割合は、1:1になる見通し。</p>																																	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		<p>平成14年度から実施している鉛給水管解消事業においては、他企業等(大阪ガス、下水道事業、道路管理者)が施工する工事にあわせて施工することで、路面復旧費の縮減を行っている。なお、平成22年度から平成26年度までの5カ年で約63,500千円の縮減効果のみこんでいる。独立行政法人水資源機構による琵琶湖開発事業の割賦負担金について、繰上償還を行い、利息の軽減化を図る。当繰上償還事業については、平成19年度から平成21年度までに約2億8,119万円を繰上償還し、約4,900万円の利子負担の軽減を図った。また、平成22年度においても、9,682万円の繰上償還を行う予定である。</p>																																	
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>平成22年度から、修繕作業、料金窓口、検針業務の委託化を順次進めている。今後の事業運営にあっては、さらに調定・滞納整理部門、浄水場オペレーター部門等を含め、水道事業の安全性を勘案しつつ、費用対効果を見定め、検討を加えていく。</p>																																	

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		水需要の動向並びに今後水道事業を維持・継続していく経費の見通しを踏まえ、平成22年8月1日から、平均12.7%の料金改定(引き上げ)を行った。改善効果額は、平成22年度から平成26年度までで約9億1,800万円を見込んでいる。
料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報公開		経営に関する情報は、市水道局ホームページ、広報紙に掲載するとともに、予算書、決算書、水道事業年報を公の施設に置くなど情報の公開に努めている。 また、より詳しく理解していただくため、機会あるごとに出前講座・出張講座を行い、経営の透明化を推進している。
行政評価の導入		
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	定員適正化計画に基づく定員管理の実施にあわせ、委託化の進展に伴って発生する人的余力や再任用職員の活用をも図ることにより、人件費の節減に取り組む。 地域手当について、国の支給率15%のところ、当分の間、12%を支給。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	事業経営の健全性を維持するため、平成22年8月1日使用分から平均12.7%の料金改定を実施。改善効果額は、平成22年度から平成26年度までで約9億1,800万円を見込んでいる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	鉛給水管解消事業を他事業者の工事にあわせて施工。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)											
		延長計画の目標値											
	企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)	11,273	11,430	11,780	12,264	13,384	14,134					
		延長計画の目標値		11,361	11,578	12,040	13,384	14,134		13,627	13,491	13,361	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率											
		改善効果額(料金の適正化)											
		未収金の徴収対策											
		改善効果額											
		一般会計負担金の額											
		改善効果額(負担金の確保等)											
		資産の有効活用											
		改善効果額(収入増額)											
		その他()											
		改善効果額											
		【経費の削減】											
		職員給与費の適正化											
		職員給与費(退職手当以外)											
		改善効果額											
	給与水準												
	改善効果額												
	その他(人員数削減)	926	931	928	848	751	704						
	改善効果額		-5	-2	78	175	222	468					
	維持管理費等												
	改善効果額(適正化)												
	工事コスト												
	改善効果額(縮減額)												
	その他()												
	改善効果額												
									当初計画改善効果額 合計	468			
									(参考)当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	58			

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率					12.7%						
		改善効果額(料金の適正化)					171	237		203	170	137	918
		未収金の徴収対策											
		改善効果額											
		一般会計負担金の額											
		改善効果額(負担金の確保等)											
		資産の有効活用											
		改善効果額(収入増額)											
		その他()											
		改善効果額											
		【経費の削減】											
		職員給与費の適正化											
		職員給与費(退職手当以外)											
		改善効果額											
	給与水準												
	改善効果額												
	その他()												
	改善効果額												
	維持管理費等												
	改善効果額(適正化)												
	工事コスト												
	改善効果額(縮減額)												
	その他()												
	改善効果額												

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に算入する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、算入できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	918
延長期間が2年以下の場合に算入する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に算入する額 C	
A+B+C	918
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	140

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148
年間総有収水量 (千m ³)	18,188	17,938	17,928	17,639	17,315	17,094	16,875	16,660	16,447	16,237
公称施設能力 (m ³ /日)	103,500	103,500	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200
1日最大配水量 (m ³ /日)	60,440	58,590	57,740	58,980	56,940	56,940	56,940	56,940	56,940	56,940
最大稼働率 (%)	58.4	56.6	88.6	90.5	87.3	87.3	87.3	87.3	87.3	87.3
供給単価 (円/m ³)	146.9	146.2	145.9	145.2	143.0	154.8	160.8	160.8	160.8	160.9
給水原価 (円/m ³)	153.2	152.5	156.1	155.0	154.5	159.1	165.0	169.3	183.4	180.3

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

--